

高山市産業振興計画の見直しについて

1. 計画の位置づけ

- ・産業（観光産業、農林畜産業、商工業）の振興のための基本的方向や取り組み、計画推進のための役割分担・連携について定めるために策定するもの
- ・高山市産業振興基本条例第4条に策定義務が規定

2. 見直しの理由

- ・現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・社会経済情勢の変化への対応

3. 計画期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

- ・人口減少、経済のグローバル化の進展などの社会情勢の変化に柔軟に対応し持続可能な経済社会を構築するため、自然エネルギーや森林資源などの地域資源の活用の取り組みを強化
- ・交通アクセスの向上に伴う滞在型・通年型のハブ観光地化の推進、自然環境や伝統産業、伝統文化などを活かしたニューツーリズムの推進など、交流人口の増加に向けた取り組みを強化
- ・まちづくり会社などと連携した空き家・空き店舗の活用や、まちの歴史や景観、伝統文化などを活用した観光地としてのまちづくりの取り組みを追加
- ・海外からの誘客促進や外国人観光客の受け入れ体制の充実、海外への販路拡大などの取り組みを強化
- ・ターゲットとする消費者層のニーズを的確に捉えた新商品・サービスの開発や、販路拡大の取り組みを促進するため、外部から専門知識や経験などを有する人材の誘致や地域内の人材の育成に向けた取り組みを追加
- ・生産年齢人口の減少に対応するため、若者や女性、高齢者などが働きやすい環境づくりや、就労機会の拡大、若者の定住促進に向けた取り組みを強化
- ・高山市農山村地域活性化計画を本計画に統合

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 計画の公表